



# 島根県報

平成29年11月24日（金）

第2,958号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し	（税 務 課）	2
漁業災害補償法の規定による同意（2件）	（水 産 課）	2
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	2

### 【特定調達公告】

島根県組織犯罪対策システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る随意契約の相手方等	（警 察 本 部）	3
---	-----------	---

### 【人委告示】

平成29年度島根県職員（資格免許職）採用試験（第2回）の実施		4
平成29年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施		6

**告 示****島根県告示第620号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成29年11月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社丸善	島根県益田市須子町37番24号	平成29年8月31日

**島根県告示第621号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年11月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 加入区の名称

美保関

## 2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

## 3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

**島根県告示第622号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年11月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 加入区の名称

平田

## 2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

## 3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

**島根県告示第623号**

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、平成29

年11月24日から施行する。

平成29年11月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

表出雲市の項中

天神	中層耐火構造 4 階建	昭和42	0.97
		昭和44	
		平成 5	0.98
	平成 7		
	中層耐火構造 3 階建	平成 3	
		平成 4	
平成 7			

を

「

天神	中層耐火構造 4 階建	昭和44	0.97
		平成 5	0.98
		平成 7	
	中層耐火構造 3 階建	平成 3	
		平成 4	
		平成 7	
	中層耐火構造 5 階建	平成29	1.00

に改め、表益田市の項中「第113号」

の次に「、第114号」を加える。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年11月24日

島根県警察本部長 立崎 正 夫

### 1 件名及び数量

島根県組織犯罪対策システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約 一式

### 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

### 3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年10月12日

### 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社コア中四国カンパニー 支配人 新 幸彦 広島県広島市西区草津新町一丁目21番35号

### 5 契約金額

34,408,686円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 特例公告を行った日

平成29年9月15日

8 随意契約とした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

## 人 事 委 員 会 告 示

### 島根県人事委員会告示第7号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成29年度島根県職員（資格免許職）採用試験（第2回）を次のとおり実施する。

平成29年11月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成29年11月27日（月）から同年12月19日（火）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、12月19日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、12月15日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
診療放射線技師	1名	県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事

（注） 1 1月6日に別途実施予定の採用試験との併願はできない。

2 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

平成元年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成30年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者

ア 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

日	時	試験地及び試験場	合格発表
平成30年1月6日（土）	受付時間	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町）	1月26日（金）（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
	8：40～8：55 試験時間 9：05～17：00		
平成30年1月7日（日）	試験時間（面接試験）		

9:00~

## 5 試験種目、配点及び内容

試験種目及び配点	内 容
教養試験 (120点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（短大卒業程度）
専門試験 (180点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
作文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験
適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

## 6 専門試験出題分野

放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学

## 7 受験手続

## (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「資格免許職請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

## (2) 受験の申込み

## ア インターネットにより申し込む場合

島根県人事委員会事務局のホームページの申込画面から申し込むとともに、所定の様式により自己紹介書を島根県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。自己紹介書を郵送する場合は、封筒の表に「資格免許職資料」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

## イ 持参又は郵送により申し込む場合

所定の申込書及び自己紹介書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、封筒の表に「資格免許職申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

## 8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分毎に採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

## 9 給与

初任給月額、平成29年4月1日現在、原則として短大3卒21歳で月額174,187円である。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

## 島根県人事委員会告示第8号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成29年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）を次のとおり実施する。

平成29年11月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 1 受付期間

平成29年11月27日（月）から同年12月19日（火）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、12月19日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、12月15日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

## 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
畜産	1名	島根県の諸機関に勤務し、畜産業の振興、畜産技術の普及指導等の業務又は試験研究に従事
林業	1名	島根県の諸機関に勤務し、林業・木材産業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、試験研究、治山事業等に関する調査計画、設計、施工管理等の業務に従事
埋蔵文化財保護	1名	島根県教育委員会事務局に勤務し、埋蔵文化財の発掘調査・研究並びに文化財の保護等の業務に従事

(注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。また、1月6日に別途実施予定の採用試験との併願はできない。

2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。

3 採用予定人員は、変更する場合がある。

## 3 受験資格

## (1) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
全試験区分	次のいずれかに該当する者 ア 昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業見込みの者

## (2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
平成30年1月6日（土） （全試験区分共通）	受付時間 8：40～8：55	松 島根県職員会館 江 （松江市内中原町）
		1月26日（金）（予定）に県庁前掲 示板及び島根県人事委員会事務局ホ

	試験時間 9:05~17:00	市	ホームページに合格者の受験番号を掲 示するほか、合格者に結果を通知す る。
平成30年1月7日(日) (全試験区分共通)	試験時間(面接試験) 9:00~		

(注) 面接試験の受験者ごとの予定時間は、申込締切後に受験申込者に対して通知する。

#### 5 試験の種目、配点及び内容

試験種目及び配点	内 容
教養試験 (150点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
専門試験 (150点)	「畜産」、「林業」 専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
	「埋蔵文化財保護」 専門的な知識及び能力についての択一式及び記述式による筆記試験
論文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験
面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

#### 6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用額、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。)、林業工学、林産一般、砂防工学
埋蔵文化財保護	考古学、日本史(古代史・中世史)、東洋史(古代史)、保存科学

#### 7 受験手続

##### (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

##### (2) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込む場合

島根県人事委員会事務局のホームページの申込画面から申込みとともに、所定の様式により自己紹介書を島根県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。自己紹介書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度資料」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

イ 持参又は郵送により申し込む場合

所定の申込書及び自己紹介書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

#### 8 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。

---

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

#### 9 給与

初任給は、平成29年4月1日現在、大学卒22歳で月額179,215円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。